

第1回

衛星のプラットフォームガイドラインに関する委員会 議事要旨

開催日時 2007年10月24日 14:00

開催場所 衛星放送協会会議室

出席者

| | | |
|-------|------------|---|
| 委員長 | 鳥居 昭夫 | 横浜国立大学 経営学部 教授 |
| 委員長代理 | 音 好宏 | 上智大学 文学部 教授 |
| 委員 | 石岡 克俊 | 慶應義塾大学 産業研究所 准教授 |
| 委員 | 林 尚樹 | 衛星放送協会 専務理事 |
| 委員 | 清水 敏邦 | (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ 経営管理本部長 (執行役員常務) |
| 委員 | 堀 哲朗 | (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ 経営企画室長 |
| 委員 | 園田 義忠 (欠席) | 衛星放送協会 理事 |
| 説明員 | 吉沢 雅治 | (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ 放送本部 放送営業部長 |
| 事務局 | 木田 由紀夫 | 衛星放送協会 広報部会長 |
| | 鈴木 正市 | (株)日本ケーブルテレビジョン 経営企画部長 |
| | 石川 俊之 | (株)スカイパーフェクト・コミュニケーションズ 経営企画担当役員付 |

1-(1) 事務局によりメンバーの紹介がなされ、議事次第に則って進められた。

1-(2) 委員長および委員長代理の選任

『「衛星放送のプラットフォームガイドラインに関する委員会」運営規則』に則り、互選により鳥居昭夫横浜国立大学教授が委員長に、音上智大学教授が委員長代理に選任された。

2 委員長挨拶

鳥居委員長より、本委員会は ①衛星放送全体の発展を目的としたものであることと、②緊張感を持って厳格に進めたい旨の、挨拶があった。

3 運用規則の確認（資料 ガ委 1-2）

「プラットフォームの在り方に関する協議会」を受けて予め作成された運営規則（案）の説明が事務局よりなされた。議長がこれについて諮ったところ、全員異議なく了承した。

4 委員会の公開について（資料 ガ委 1-4）

先に了承された運営規則第 13 条、第 14 条および第 15 条ならびに第 16 条によって公開について定められていることの確認がなされた。

〔概要〕

第 13 条 委員会は原則非公開。但し、委員長の判断により公開可能。

第 14 条 議事録は非公開。但し、当事者には通知する。

第 15 条 議事要旨は原則公表する。実名公表には当事者の事前承諾を要す。

公表はインターネット等、適宜の方法による。

第 16 条 委員会の裁定は当事者に告知するとともに公表する。

合意の内容が他の放送事業者にも関係する事項であれば結果を衛星放送事業者に通知する。

第 15 条について、具体的には(社)衛星放送協会のホームページ上で公表すること、第 16 条については、周知も含め、文書で通知をすることが事務局より提案された。

議長が、以上の運営規則の確認を踏まえ、事務局からの提案を諮ったところ全員異議なく了承した。

5 「プラットフォームの在り方に関する協議会」の要請事項について（資料 ガ委 1-5）

事務局より当委員会は「プラットフォームの在り方に関する協議会」の要請によって設置されたことと、要請の内容について説明があった。協議会の要請事項は以下の 4 項目。

- (1) プラットフォーム事業者／衛星放送事業者の情報共有
 - ※ 業務手数料の使途、普及促進活動の考え方や結果報告、ソフト事業内容の説明や報告による透明性の確保
- (2) 公正性の確保
 - ※ プラットフォーム事業者と資本関係にある衛星事業者・衛星放送事業者との関係における公正性の確保
 - ※ 役務提供開始時の取扱いについて、ガイドラインに記述
- (3) ガイドラインの適正な運用
 - ※ 運用にあたって、第三者機関の意見を尊重する
- (4) 視聴者に対する業務の適正性に関する章の取り扱い

議長により、本委員会の設立根拠が(3)に因るものであることが確認された。

6 衛星放送のプラットフォームガイドラインの運用について

- (1) スカパー・JSAT(株)に設置された社内委員会の結果が、スカパーより報告された。
(資料 ガ委 1-6①)

第一回委員会 (2007/7/9) の概要

委員会の目的 自主ガイドラインの運用が適正に執り行われているかのチェックをする。事前の承認は不必要で事後チェックを行う。

委員の構成 委員は、スカパーJSAT(株)から選出し、説明者・オブザーバーとしてスカパーより担当者が出席。

スケジュール 原則として四半期に1回

報告事項

- ・ガイドライン委員会、経営者連絡会、普及促進委員会の報告
- ・衛星放送事業者から役務の内容や提供条件の変更を求められたか否かの報告と、求められた場合には内容・検討結果・回答結果の報告
- ・放送事業者との間で新たに締結した契約および変更した契約のうち、金額の大きいもの、イレギュラーなもの説明 等

上記、社内委員会の説明の後に、新規参入希望事業者の概要説明がなされた。

また、スカパーJSATとしては、社内委員会の内容を公表する予定はなく、本委員会として公表することが確認された。

- (2) スカパーの事業者向け情報開示について、スカパーより報告があった。(資料 ガ委 1-6②)

これまで年2回開催していた経営者連絡会を、情報共有を促す目的で年4回の開催とし、06年下期から実施している旨、内容と併せて説明があった。

①2006年度下期経営者連絡会 (2007/2/20)

スカパー！124/8の事業収支／06年度第3Qの業績概要／スカパー！とJSATの経営統合について／07年度販売促進・普及促進策／スカパー！光の展開に関して

②2007年度第1回経営者連絡会（2007/5/23）

e2by スカパー！事業収支／06年度業績概要／コンテンツ主義・お客様主義の説明／営業・PR・マーケティング施策／スカパー！光について

③2007年度第2回経営者連絡会（2007/8/23）

07年度第1Q業績概要（放送本部・営業本部・マーケティング本部・コミュニケーション本部）

※この回より各本部長による説明

上記の経営者連絡会に加えて、実務レベルの事業者連絡会を開催している。

議長が、各種連絡会での事業者からの要望の有無を尋ねたところ、以下の3点がスカパー！より報告された。

1. 経営者連絡会の運営方法に意見が寄せられ、運営方式の変更につながった。
2. 老朽化したSTBの故障をきっかけとした解約に対し、無償提供を含めた入れ替え策はないか、との意見があった。廉価での提供に繋がった。
3. 公営競技のジャンルも普及促進を図るよう要望を受けた。具体的に施策を練る。

(3) 普及促進委員会の開催状況について、事務局より説明があった（資料 ガ委1-6③）

委員会の目的 CS放送の加入増加を図るために

- ① プラットフォーム事業者と衛星放送事業者が意見交換・協議・調整する。
- ② プラットフォーム事業者が視聴者拡大のために実施するコンテンツ事業についての効果／事後レビューを行う。

スケジュール 毎月1回（5/30第1回：これまで5回開催）

委員会の公表 議事要旨ならびに関係書類については(社)衛星放送協会のホームページで公開

構成員・組織 スカパー！と放送事業者より委員を選定。親会とWGで組織構成。委員長は衛星放送協会の岡本光正業務委員長。

第一回委員会で、スカパー！の今期の販促策として、コンテンツ主義・お客様主義の紹介があった。コンテンツ主義とは、同じコンセプトの番組を集めて「〇〇祭り」として企画を打ち出すもの。お客様主義とは、視聴者の皆様の立場に立った販促をすること。今期1年はこの2つを柱とした展開をする考えと、放送事業者への協力のお願があった。

二回目以降は、これに則った具体策の提案と結果の報告がなされた。また、解約防止策についても論じられた。

事務局からの説明の後に委員より、普及促進委員会の内容について、全ての事業者十分に周知できるよう努力すべきだ、との意見があった。事務局からはホームページで公開されていることを皆様に更に周知して頂くよう対策を考え、次回の普及促進委員会に諮る考えである旨の回答があった。

(4) ガイドライン運用全般について、スカパー！より説明があった。

- ※ ガイドラインのテーマについては、これまでの説明通りである。
- ※ 役務提供停止や解除は、この間該当なし。
- ※ 衛星放送事業者の意思に反した行為は、確認されていない。

(5) その他

- ※ ガイドラインの別表について、将来的にこの場で議論して頂く可能性があることが放送事業者側から示された。

7 事務局より、具体的な申請の手続きと申立案件について説明があった。

(資料 ガ委 1-7①②)

- ※ 申請手続きに関しては、衛星放送協会の会員社については衛星放送協会から、会員以外の放送事業者にはスカパー！側の事務局から連絡済みである。
- ※ 本日までには、具体的な申請はない。

8 その他

- ※ 解約防止策のSTBの廉価提供について、商法規と照らし合わせてどのような考えでいるか、ガイドラインに盛り込む可能性の有無について、委員からスカパー！に質問があった。
- ※ スカパー！としては、ガイドラインに盛り込むなど一律のルール化は難しいが、社内の営業部門の意見と法務の見解を併せて複数弁護士の指導を受け、法令遵守を踏まえた上で普及促進策を図っているとの説明があった。
- ※ 委員長からは、ガイドラインは対視聴者との関係も明示されていることから、その部分について不適切なことがあった場合には、本委員会でも議論することになるだろうとの認識が示された。
- ※ オブザーバーとして出席した総務省衛星放送課長より「この取り組みは総務省のみならず内閣府の規制改革会議でも取り上げられており、本委員会の動向を注視しながら必要に応じては行政も参加する」とのコメントを頂いた。